

平成28年2月23日（火）

津島市市長公室人事秘書課（辻村、永田）

電話番号0567-24-1111（内線2310、2311）

## ＜議案名＞議案第3号 津島市職員の給与に関する条例及び津島市 上水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給料月額、地域手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため。

また、持家に係る住居手当を廃止するとともに、地方公務員法の改正に伴い、所要の規定の整備をするため。

### 2 改正内容

#### (1) 平成27年4月1日から適用

- ・ 勤勉手当の支給割合を引き上げるもの。
  - 一般職員 年間1.05月（現行0.95月）
  - 特定管理職員 年間0.85月（現行0.75月）
  - 再任用職員（一般職員） 年間0.4月（現行0.35月）
- ・ 給料月額を引き上げるもの。
  - 平均改定率0.4%
- ・ 地域手当の支給割合を引き上げるもの。
  - 5%（平成27年4月1日 4%）

#### (2) 平成28年4月1日から施行

- ・ 持家に係る住居手当を廃止するもの。
- ・ 地方公務員法の改正に伴い、従前、規則で定めていた級別標準職務表を条例で等級別基準職務表として定めるなど所要の規定を整備するもの。

#### (3) 平成29年4月1日から施行

- ・ 勤勉手当を勤務成績に応じて支給されるものから、人事評価の結果と勤務の状況に応じて支給されるものに改めるもの。

### 3 参考事項

この条例改正に影響した人事院勧告の内容

#### (1) 勤勉手当の支給割合

- ・ 一般職員及び特定管理職員

年間0.1月引上げ

- ・再任用職員（一般職員）

年間0.05月引上げ

(2) 給料月額の改定

- ・平均改定率 0.4%引上げ

(3) 地域手当の改定

- ・1%引上げ（津島市）